

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第9回 豊島区保健福祉審議会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	平成29年 9月21日(木) 18時30分～20時22分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 5階 507・508会議室	
議 題	1. 素案の検討について 2. その他	
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数 3人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	石橋秀男、磯崎たか子、上野容子、遠藤信一郎、金子智雄、神山裕美、 齊藤紀子、佐伯晴子、佐藤壽志子、島村高彦、高橋計之、高橋清輝、 田中英治、田中英樹、常松洋介、寺内庸泰、寺田晃弘、外山克己、 中島 修、宮崎牧子、村上宇一、山口菊子、横田 勇、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(事務局)、高齢者福祉課長、障害福祉課長、 障害福祉サービス担当課長、生活福祉課長、介護保険課長、 介護保険特命担当課長、生活衛生課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、 子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	社会福祉協議会事務局次長、社会福祉協議会地域福祉推進課長、 社会福祉協議会地域相談支援課長
	事 務 局	福祉総務担当係長(総務)、福祉総務担当係長(計画)、 福祉総務課主任主事(計画)、福祉総務課主任主事(計画)

<開 会>

会 長： それでは、ただいまから第9回の保健福祉審議会を開会したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、傍聴確認を先におきたいんですが、事務局のほうでいかがでしょうか。

事務局： 本日、傍聴につきましては、3名の方からお申し込みがございます。傍聴者の入室につきましてお諮りいただければと思います。

会 長： 会議は原則公開となっておりますので、よろしいでしょうか。

(一同、承諾)

会 長： ありがとうございます。それでは、入室のほう、お願いいたします。

(傍聴者入室)

会 長： よろしいでしょうか、

それでは、本日の欠席者について確認したいと思いますので、事務局、よろしくお願いたします。

事務局： 本日の欠席でございますが、山縣委員、仁平委員、溝口委員、城山委員より欠席のご連絡をいただいております。

また、中島委員につきましては、若干おくれるとのご連絡をいただいております。

幹事につきましては、西部生活福祉課長、企画課長、子ども課長が欠席となっております。

どうぞよろしくお願いたします。

<議 事>

1. 素案の検討について

会 長： それでは、議事に入ります。主要な議題は議題1の保健福祉計画の素案の検討で、いよいよ骨子から素案に移ってきましたので、この内容について主に審議をしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局： (資料4の説明)

会 長： 7月の審議会の後、専門部会を2回開会して、かなり議論を詰めてきました。その紹介をしたあと、国が「我が事・丸ごと」に関する地域共生社会の最終的な報告書を出したことも踏まえて、若干、私のほうから補足をしたいと思います。

まず、これからの豊島区の地域保健福祉計画を考える視点、位置づけについて議論してきました。そして、地域福祉がベースになりますが、従来の福祉は非常に狭い福祉を想定していました。いわば救貧法的な福祉といえますか、国民の一部の人を対象とした福祉みたいな捉え方が長くあったんですが、これからの地域福祉は、もっとそのウイングを広げて、教育や住宅、あるいは司法や労働や商工や交通、あらゆる分野とつながった、新しい福祉というもの姿を明確にして生活関連のさまざまな施策との総合化を図るということを意識しました。

それから、今までの福祉計画は対象属性別に計画があって、法律ができれば、計画行政の時代で必ず福祉計画がそこについてくるという形で、ずっと横並びでしたので、どうしても、地域保健福祉計画も横並びの属性分野別福祉計画をただホッチキスでとめるような計画というのが随所に見られたわけです。

今回はそれをやめて、あくまでも対象分野別の計画は下位計画であって、地域保健福祉計

画はその上位計画に当たるという位置づけをして、それらを全て束ねた共通事項を重点的に考えることを特徴として出しました。それから、そこには住民参加という視点を思い切っただけであらゆるところに入れていこうということで、いわばそれが一般コミュニティの福祉コミュニティ化、あるいは地域コミュニティの形成という流れに持っていくという、計画の位置づけがまずあることを理解していただければと思います。

その上で重点的に考えたのは、福祉サービスの圏域設定です。これについては長く議論されてきて、これまでの8圏域をベースにしながら、将来、12圏域にしていくという議論を重ねてやってきたわけですが、これは、従来の対象属性別な状況からいけば、全ての圏域が同一ではありません。

その中で、国が示した地域共生社会の構想というのは、あくまでも地方で、人口が過疎化しているところにおいては非常に有効な、いわば集約型の福祉サービス、つまり、拠点を設けて、全世代、全方位の対応型の福祉サービスを展開するという意味では極めてすぐれた方式だと思っているわけですが、豊島区は、都市型の特性を踏まえた計画づくりをやる必要があるということで、それには従来のさまざまな相談機関を十分生かした取り組みが必要だと。そして、その上で、コミュニティソーシャルワーカーをどのように位置づけるかという議論をしていきました。そして、豊島区の計画の中では、コミュニティソーシャルワーカーという専門職人材を思い切っただけでその計画の推進の主力にしていきたいと考えたわけです。

それはなぜかという、社会福祉制度では、年間を通すと10本ぐらい、法改正や新しい法律が出てきています。それだけニーズが多様化、深刻化していますし、増大しているわけですが、制度を幾らつくったとしても、制度の狭間の問題は出てくるわけです。どだい制度というのは後追いではないわけです。そして、制度の狭間だけではなくて周辺課題も漏れてくるし、制度というのは、いわば既製品ですから、一人一人の生活のニーズ、生活の困難に答えようとしたら、そのままでは答え切れない。いわばオーダーメイドの解決、ニーズの充足を目指さざるを得ないと思います。

そこでは、制度プラスアルファがとても重要だと思うんですね。そのプラスアルファをやるためには、アウトリーチ型な、積極的な働きかけも必要でしょうし、新しい資源開発やネットワーク、さまざまな非定型的なニーズを充足するためのかわりという意味では、相当な専門性が要求されるわけです。

従来の福祉サービスであれば、施設や給付等で、事務的にも対応できたかもしれないけれども、これはもう困難です。ですから、それだけ専門性の高いCSWをどのようにこれから確保していくか、そして、それをどのように配置していくかという意味で、8圏域では足りないだろうと。地域区民ひろばをベースにして、たくさん配置して戦力にしていくということが基本になっているんだと、そういうような議論をしてきました。

その上で、国が示した地域共生社会でいうならば、どうしても、重複する課題、複合する課題、あるいはダブルケアとかさまざまな問題の中で、専門機関同士をつなぐ機関といいですか、そこが必要になるだろうということで、それを、相談支援包括化推進員という形で、新たに区の職員として位置づけていこうということで、区がさまざまな福祉サービスに行政としての責務といいですか、責任を持って体制整備をすることを示していこうと考えたわけです。

その上で、従来の行政の現場対応能力もいささか不安定になっていますので、社会福祉法人と積極的な人事交流をして、現場力を行政側もつけていこうという、かなり新しい目玉となるような施策を今回打ち出したところに特徴があると思いますので、十分ご議論していただければと思います。

それでは、先に、ご質問、あるいはご意見でも構いませんが、ざっと出していただいて、そして、一つ一つ、事務局のほうからお答えを願えればと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

委員： 伺いたいことは幾つかあるんですが、最初に、8圏域を12圏域という今のお話の中で、私の感覚では、8圏域は、あくまでも今の地域包括の置かれている実態、12圏域というのは、町会、町連の置かれている実態で、実態と合わせると8圏域でなく12圏域という認識は持っていました。だけど、今の会長のお話だと、単に圏域の設定ということではなくて、専門家をどういうふうに配置するかという部分のお話だったのかなと受けとめたんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

会長： 事務局を基本に、補足する場合はあれば答えたいと思います。よろしく願いします。

事務局： ちょっとご質問とずれてしまうかもしれませんが、地域と支援の単位は必ずしも一緒ではないのかなと思ってございます。この間、福祉でも地域づくりということが言われていますが、コミュニティづくりというのは、これからの支え合いで大変重要となりますので、豊島区においては、これまでの町会の12地区というのは本当に重要だと思ってございます。そういうこともあって、今回、コミュニティソーシャルワーカーを12地区を基本に配置しようとしたものでございます。

一方で、この間の議論にもありました、地域包括支援センターを果たしてそれに合わせるべきかというところで、本当に悩んだところではございますが、地域包括支援センターは高齢者の機関でございます。また、障害者、生活困窮者、子どもと、それぞれ専門の支援機関がございまして、先ほど会長からもございましたが、それぞれの機関の支援の圏域はずれてございます。これを完全に一つに統合することは現実的ではないと考えております。全ての機関が12になることはないと思いますし、それをやったら、逆に質も落ちてしまうと思いますので、支援の機関は支援の機関として、当然ながら、これまで以上に充実させるとして、それよりも、支援を必要とする人の立場に立って見れば、まずは、地域の中できちんと拾ってもらえて、取り残されずに、必要なときに専門相談支援機関にさえつながってくればよいんだらうなと思いますので、そういう意味で、無理に専門相談支援機関を地域に合わせる必要はなく、地域は地域でしっかりと体制をつくって、そのつながりをしっかりとやっていくことが重要ではないのかなと考えたところでございます。

委員： わかりました。イメージは湧きました。要は、豊島区の中で、今以上に、もっと地域に密着した体制をどうつくるかというところで、12圏域という判断が出たと理解いたしました。

もう1つ伺いたいんですが、CSWの方々のこの間のご活躍はものすごいと思っているんですが、多分、今のご答弁からいうと、CSW、お一人お一人、あるいは複数で配置するかは別として、その方たちが全ての専門性を持つということではなくて、問題発見の場になると。CSWの方々が行って発見をして、それぞれの専門のところに、必要であれば回っていくとか、それから、行政側の中には、専門職をもっときちんと配置するということが、問題発見をしたときに、受け入れる体制をきちんと区の職員の中にもつくっていく必要があ

るのではないかというような受けとめ方をしたんですが、これはこれでよろしいのでしょうか。

事務局： 全くそうだと考えてございます。

会 長： ちょっと私のほうから。地域を基盤として展開する相談援助活動だと捉えたときには、「ジェネラリストソーシャルワーク」という言葉があるんですけども、ジェネラリストなんですね、CSWの方々は。子どもの領域で、子ども家庭支援センターであるとか、あるいはスクールソーシャルワーカーであるとか、あるいは、障害者のほうのそれぞれの専門領域の人材であるとか、高齢者のケアマネジャーとか、それらの領域では、スペシャリストの働きをするということになって、より特別な領域に特化して仕事をしていただく人材になるかと思えますので、まずはジェネラリストソーシャルワーカーがきちんと地域を基盤として仕事をする、どんなニーズに対しても対応すると。だから、単につなぐということではなくて、スペシャリストにつなぐこともあるけれども、そこで一次的に対応する、あるいは必要な資源があれば、そこで資源をつくっていく、そういう機能というのが、今、地域で一番求められているんだと、そういうふうに捉えています。

よろしいでしょうか。

委 員： 圏域のことについて、豊島区にはもともと12地区の出張所があったので、12地区というのは、とてもわかりやすい。最近住み始めた方にはわからないかもしれませんが、多くの根づいている方たちにとってはわかりやすいかなと思います。

地域包括支援センターは、そもそも介護保険制度の中の施設なわけですから、それとは切り離すというか、それはそれで機能していく中で、12の地区の中で、拠点として、あまねくいろいろな方たちの相談を受けたり、つなげたり、あるいはそこで対応したりしていくことですが、それはとてもいいことだと思うんですけども、コミュニティソーシャルワーカー、CSWばかりがちょっと強調されていて、確かに、今でも日本中のCSWの何割が豊島区にいるんだというぐらい、大勢の専門職の方たちがすごくよく地域で働いてくださっているんですけども、その方たちが町会や自治会、民生・児童委員、青少年育成委員とか、そういうところと連携しながらとはいっても、ここまでCSWが表に出てくると、相当、負担が大きくなるかなというところがあって、それをひとつ軽くしていくのが、先ほど、新たに公務員が担うという相談支援包括化推進員の育成というか、今、残念ながら、行政はあらゆる現場から撤退していますから、現場を知らなくて——資格を持った職員もいるかとは思いますが、現場の経験をほとんど持たない職員が多いですよ。定年間近の方とかで経験している方たち、40代後半から50代の方がいらっしゃるかもしれないけれども。相談支援包括化推進員は、CSWよりももっと力のあるというか、そういう人材でなくてはならないと思うんですね。

その辺で、専門職の採用って、ほとんどしていないじゃないですか、今。そういう状況の中で、とても格好いい名前はできているけれども、実際に誰が担うのかといったときに、今の豊島区で担える人材がいるのかといたら、そんな簡単な話じゃないですよ。来年から6年間の計画とはいうものの、1年や2年でできるものじゃない。その辺のところを含めて、絵としては大変美しいんだけど、そこを裏づけるだけの行政の組織化とか、そういうものを含めて、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

事務局： 全くご指摘のとおりかなと思ってございます。

まず、前段のCSWですが、記載上、随所に出てきますけれども、この間も、豊島区独自の仕組みで、制度の狭間の課題という、結果としてCSWがかかわらざるを得ないことが本当に多く、負担が高くなっています。そこで、今回、一つの主眼としていることも、もっとCSWを今よりも楽にしないと、本当に必要な活動がまだまだできないなど。まだまだやってほしいことはありますけれども、負担を軽減しなければいけないなどと思ってございまして、その一つの方策が数をふやすこと。数がふえれば、その分、軽減しますし、また、今、委員からご指摘がありました相談支援包括化推進員、ちょっと名称は考えますけれども、そういった推進員が重要だなどと思ってございます。

どうしても、機関ごとの狭間で連携がうまくいかないときに、これまでだと、結果としてCSWが苦しんでしまうようなケースがあったかと思えます。そういうときに、きちんと行政で責任を持ってやっていく、それをきちんとつくっていきたいです。

問題は、その推進をどうするかですが、かつては福祉職を採用して、それなりに現場を経験していた職員はいますので、今でも多少の当てはございます。ただ、それだけでどうかなる話ではないので、中長期で職員を育成していくことが大変大事だなどと思っています。でも、中長期と言っていないので、若手の職員を早速にでも社会福祉法人に派遣して——若手職員といっても、資格を持って最初から入ってきている職員もいっぱいおります。福祉職の採用はしていませんが、福祉を勉強して入ってきている職員はいますので、そういう職員に現場経験をさせて、すぐにでも使える状態にしていきたいと思っております。当面は、かつての経験がある職員、また、区が責任を持ってやるんですけれども、当面、社会福祉法人の手助け等を得るケースもあろうかと思えますけれども、何とかつないで、若手職員をしっかり育成していきたいと考えております。

委員： CSWと簡単に言うけれども、全部、社会福祉協議会のほうに丸投げしているわけですよね。区の職員ではないわけですよね。数がふえれば楽になるといったって、やはり相応の処遇が必要だと私は思うし、そうしなければ、いい人材がもっといい処遇のところがあったらどんどん逃げていく。今、日本中がCSWを欲しいと思っていると思うのね。福祉職といっても、やはり専門職なら専門職なりの処遇、これは人事との交渉だけれども、そういうことも含めてやっていかないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと、私は心配です。

ましてや、今回、属性も、縦も横も関係なく、あらゆる分野に向けてやっていくんだぞとなったときに、本当に意欲のある職員もいらっしやると思うし、それだけの力を持った方もいらっしやると思う。だけど、属性や対象とか、そういうものをなくして、やっていくとなったときには、本当に、ものすごく力のある人材を育てていかなければいけない。ちょっとその辺で、保健福祉部の管轄内、あるいは子ども家庭部だとか保健所とか、そういうところの、ここに出てくる範囲以外のところの領域がなければ実現できない話じゃないですか。政経部長がきょう欠席なのはまことに残念だと思いますけれども、区全体でやっていかなければいけない話だと思うんですよね。その辺の体制はきちんとできているんですか。

事務局： そこは絵に描いた餅になってはいけませんので、当然、しっかりとやっていくつもりですし、もちろん、部ではなく、区としてやっていきたいと考えてございますので、先ほど話があったように、CSW、処遇もそうですし、区としての支援もしっかりしなければいけないです。また、先ほど派遣という話をしましたが、区の職員を派遣してCSWをやらせるということもあろうかと思えます。そういうことも含めて、とにかく、しっかりと区の責任で、

そういう体制をつくり上げていきたいと思ってございます。

委員：例えば12の地域に分けてCSWを置いて、それを中心にするというのを、この会議体で決めてしまうということは、それを平成30年度から推進するというか、実現しなければならないという形にならざるを得ないのではないのでしょうか。推進するというんだったら、まだわかるんですけど、それでやるって、とても現実的ではないように思うんです。私の記憶では、窓口の中心は地域包括支援センターだと、この前までお話をしていたのに、いきなり、部会で決まったのかわかりませんが、そのギャップについて、多分、パブリックコメントを出した途端に、みんなついていけなくなってしまうのではないかと思います。

考え方としてはすばらしいし、CSWが充足するんだったら、委員の方々がおっしゃっているとおり、よろしいと思うんですが、社会福祉士の方たちも、例えば病院でも働けるし、いろいろなところで働けるので、12の地域に四、五人集めるなどということは、すごく大変なことだと思います。

これをプランとして出して、まだ継続して話をしていくならよろしいと思いますけれども、平成30年度から用意ドンで、それにどんどん変わっていく、スイッチするというのは、あまり現実的ではないように思うんですが、いかがでしょうか。

事務局：まず、前段の地域包括支援センターの位置づけですけれども、それは何ら変わるものではありません。単に言っているのは数の問題でして、地域包括支援センターが地域の中の専門拠点としてこれからも充実していかなければいけない重要な拠点であることは何ら変わりはありません。

その上での、あくまで地域という考え方におけるCSWで、いきなり簡単にはいかないだろうということですが、確かに、お金の問題もございまして、人をそれだけ確保できるのか、あるいは場所をどうするのか、簡単ではない課題はございます。ただ、この計画に載せて、30年度にいきなり12とまでは言っているわけではございませんで、ただ、可能な限り早くとは思っておりまして、今回お示しした上で、現実的に、具体的にどういうふうにできるのかは、本当にこれから早急に詰めていきたい。30年度とは限らないですが、早急にと考えてございます。

委員：ということは、まず、12の地域にCSWを置けるような体制の構築を目指して、その次に、そういった窓口形成ができるかどうかということを考えていらっしゃるんですか。

事務局：すみません、「窓口」という言葉がちょっと適当ではなかったかなと思いますけれども、窓口はこれまでどおり、地域包括支援センターやそれぞれの機関が窓口です。CSWが窓口になるわけではなく、CSWはあくまでも住民の身近な、地域区民ひろばとかにいるということなので、別にそこで窓口を構えるというような意味合いではないです。位置づけは今までと変わるわけではございません。充実はするけれども、窓口がCSWに移行するという事ではないです。

会長：先に委員の皆さんから意見が出た、予算的な裏づけは行政内部だけでは大変ですので、区議会でも、応援団として、ぜひお願いしたいと思います。

委員：包括とCSWの関係というのをやはり明らかにしていく必要が多分あるかなと思います。それは同じように提言しておきたいと思っております。

私は3つほど、ちょっとお聞きしたいんですけれども、地域包括ケアシステムの構築というのが大きな目玉になっているんですけれども、今、豊島区は、一方においては、特養ホー

ムを推進してつくっている、これはわかるんですね。いわゆる過程として大事なことだと思います。だけれども、特養をつくっている限りにおいては、私の考えでは、やはり皆さんが地域包括ケアシステムを構築しようという機運にならないのではないかなと思うんです。だから、区として、どこでハンドルを切るのか、要するに、かじを切ったのかという、キックオフをしたのかということは、今回のこれでそれをやっているのかということはどういうふうに解釈したらいいかというのを、まず一つ、お聞きしたい。

それから、2つ目ですけれども、CSWをたくさん配置するというのは、私は民生委員でするので、いいと思うんですね。どっちにしても、行政が縦割りを、横断的云々なんていうのは無理だと思います。となると、私は、CSWがすごくキーを握っていて、地域の中で、それが網として存在していると、逆に言えば、行政は縦割りでもいいのかなと思ったりしています。ですから、このCSWそのものが一つの網となって、いろいろなものを吸い上げてくれるような機能を持てば、割と行政も楽になるかなと思いました。

それから、私は、新しく設ける相談支援包括化推進員は、CSWを充実させれば必要ないのではないかなと思います。というのは、こういうものを設けることによって、もっと混雑してしまう、流れが途絶えてしまう、ここにまた集約してしまうような形であるから、むしろ、CSWを結構充実させていけば、これは要らないような気がします。

それから、最後の一つは、例えば49ページで、これは一例ですけれども、「地域生活を支える切れ目のない支援」、要するに、世帯丸ごとの支援だと言っているわけですが、実は、下のほうに「主な取組事業」があるんですけれども、これこそ、またこれで細分化していて、むしろ、見守りがばらばらになっているのをフォーカスするようなシステムが必要なのではないかなと思っています。項目を挙げても、この先をどうするのかということのほうにむしろ大事だと思うので、その3つの点だけお願いしたいなと思います。

事務局： ご指摘の点は全くもっただなと思ってございます。最初の特養を進めてというところなんですけれども、区の基本的な考え方としては、在宅を進めていくというのが基本的な考え方でございます。この間も、地域包括ケアシステムをいかに進めるかでしたし、今回、CSWが全面に出ていますけれども、地域づくりをさらに進めて、そういう体制をきちんとつくっていくというのは、在宅をいかにつくっていくかということですので、そこは、ぶれてはいないつもりです。

ただ、一方で、特養に関しましては、在宅生活が厳しい方も一定程度いらっしゃいますので、そこはやはり救わなければいけないということでの特養であります。方向性としては、在宅重視という考え方を持ってございます。

それから、行政が縦割りでいいということをおっしゃいましたが、先ほど会長からも、スペシャリスト、ジェネラリストと言っていただきましたけれども、行政はやはりスペシャリストなんだろうなと思ってございます。もちろん、できるだけジェネラルにできなければいけない、そういう能力も求められます。そうはいつでも、やはり、その規模等を考えたら、行政はスペシャリストでいいだろうなと思ってございます。そういう意味でも、CSWがつかないでくれるのは大変ありがたいなと思ってございますし、先ほど委員にご指摘いただいたのはもっともで、CSWと別に、推進員というのが、また一つ、別の存在としているというのは確かに複雑になるだけだと思っております。今回のこの推進員は、あまり前面に出るものではなくて、ほかの機関できちんとできていること、それぞれの縦割りの組織できて

いることはそのままですし、さらに、CSWがかんで、何の問題もなくできていることはいいんですけども、先ほども言いましたが、それでもCSWが抱えてしまって苦しんでしまうようなケースも出てきてしまいますので、そういう複雑なケース等で、CSW任せではなく、行政として責任を持ってやらなければいけないというケースにこそ関与していく必要があるのかなと思います。CSWの前面に出て、片っ端から対応していく形ではいけないのかなと思ってございます。

それから、地域生活の支援を例示されましたが、この「主な取組事業」は、確かにご指摘のとおり、私自身も違和感を持ってございまして、上の「取組方針」では分野横断での記載を心がけているつもりですが、実際の取組事業は分野ごとのものを書いていますので、次回までに工夫をさせていただきたいと思ってございます。

委員： そうすると、区の方針としては、地域包括ケアシステムのほうに傾いている。そうすると、やはりそこに、さっき委員が言ったように、財政の問題が出てくるのかなと。やはりそこを厚くしないと当然無理だし、団塊の世代が後期高齢者になっていくため、これを急がないとだめかなと思ったりもするんですけども。

51ページ、ネットワーク事業、見守り、いろいろあるんですけども、これがばらばらにならないで、最終的にはこれを統一することのほうが大事なんだという、それがうたわれていないということをちょっと指摘しておきたいなと思います。

委員： 先ほど会長が、福祉の概念をもっと広げるとおっしゃいました。ただ、一般には、あるいは区民の立場として、福祉というと、従来のイメージがございまして。今回は、やはり「保健福祉計画」と名前がありますので、区民として、これをぱっと見たときに、やはり「保健」という文字があちこち抜けているということが気になったりいたします。

それでページだけを述べますと、3ページのちょうど真ん中の「豊島区の地域福祉の推進」となっているところにも「保健」という文字が欲しいなと思いますし、4ページの④、「区民をはじめ」というところも、「地域保健福祉の推進」であろうと思いますし、その本文の2行目のところにも「保健」が抜けているだろうと。

同じようなことですが、35ページの(3)、ブルーの背景のところなんですが、「区職員や地域の福祉人材」も、「区職員や地域の保健・福祉人材」とするべきではないかなと。

37ページの一番下の丸のところも、「これらの豊島区の特性を踏まえた地域保健・福祉を推進していきます」、同じように、45ページなんですが、ここも、「取組方針」というところの2つ目の丸のところも、「地域保健・福祉の増進に」と、そのあたりは入れていただきたいなと思います。

それとはまた別なんですけれども、5ページのところに、地域包括ケアシステムの構築ということがうたわれていて、2つ目の丸の2行目に、「住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすための体制づくりとして」ということが挙げられています。「最期」の文字を見まして、「看取り」という言葉がどこかに出てこないかなと思って探していたのですが、どこにも出てこず、本来であれば、例えば49ページの「在宅医療・介護連携の推進」、このあたりのところに、「在宅での看取りの支援」とか、そんなものが入ってしかるべきではないかと思いません。

もう1つ、別のことなんですけど、39ページの一番下に、「がん患者と家族の支援」という言葉が出ておりますが、47ページの図の一番下のところには、「がん・難病患者など」と表

現があったりして、がんという疾病一つに限定するのはいかなものかなという感じがいたしますので、同じように、70ページ、最後のところなんですけれども、「がん患者と家族の支援」と限定しているんですが、これは恐らく、「がん・難病患者などと家族の支援」とか、そんなふうに広げるほうがいいのではないかなと思います。

会 長： 委員のおっしゃるとおりだと思います。実は、健康プランがまだ全てできてはいないものですから、保健の政策、あるいは健康プランにかかわることは次回にしようということで、実は、そのところはまだ詰めていないんです。その点があるので、委員、もし補足していただければ、その点をお願いします。

委 員： お世話になっています。健康担当部長の常松でございます。今、会長のほうからお話しただきましたように、もともと、この計画の中に下部計画がいっぱいございます。障害計画ですとか介護計画ですとか、それと同じように健康プランというものがございまして、今、ご指摘いただいた中の、がん患者と家族の支援といったような、一例でございましたけれども、がんの計画がまたさらにその下にありまして、だんだん階層別になっている、それをどういう形でこの中に統合的に表現していくのかということころは、まだ生煮えなところがございまして、ご指摘も踏まえまして、そのあたりを少し、これから2カ月の間で調整していきたいと思っております。

委 員： ありがとうございます。恐らく「看取り」という言葉が入る点はとても重要だと思いますので、よろしくご検討をお願いします。

委 員： 重要な点だと思っております。

委 員： すみません、2点ほどございまして、1つは、56ページの施策⑤でございます。「福祉人材の育成と福祉サービスの質の確保および向上」、これはまさに、書いてあることについては異議がございませんけれども、現在、現場では、介護福祉士、あるいは保育士、人材の確保そのものが極めて困難な状況にありますよね。人材の育成というのは、その後の話なんですけれども、この計画の性格上、人材の確保というのを、「区は一定の支援をする」みたいなことが書けないか検討というか、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

それから、もう1点、話を蒸し返して申しわけないんですが、地域包括支援センターの関係でございます。実際、私どもの法人は、8つのうち3つを受託しております。当然、地域包括支援センターは、介護保険法の仕組みであることは承知しております。この計画では、地域包括支援センターのあり方そのものを全然変えないで、区として、地域包括支援センターにお金をかけて、役割をふやすことは可能だと思うんですよ。その辺の検討が全然ないままでいくということについては、これからの地域共生時代を考えたときに、今いる地域包括支援センターの職員が、将来展望がないので極めて残念に思うんじゃないかと思うんです。その辺もどのように考えたらいいのか、3つ受けている立場で意見を申し上げさせていただきました。

事務局： まず、人材の確保でございますけれども、大変重要な課題だと思っております。この間にもそういったご意見も頂戴していますし、区としてどうしていくかというのは非常に悩ましいんですけれども、具体的な取り組みとして、何か今すぐやることは現時点で考えてはございませんけれども、ただ、人材の確保について、区としてどう考えていくのかは、福祉人材のところでは触れる必要があると思っております。

介護保険課長： 地域包括支援センターの役割の重要性ですとか、今の豊島区の中でどのような役割

を担っているかは十分承知しているところです。この計画の中では、先ほど会長からもご説明がありましたように、地域共生社会の仕組みづくりのスタートとして、地域包括ケアシステムというシステムを使って、地域共生社会の実現に向けていこうという議論をこの間してきたつもりであります。

この計画の中にぶら下がってきます高齢者福祉計画と介護保険事業計画の中で、地域包括支援センターのあり方ですとか、今後のさらに担うべき役割については、詳細に記載してまいりますし、当然、基本指針が示されている中で、今後の介護保険事業の中で、包括の担う役割についても内容についても明確にされておりますので、事細かく、そこは書かせていただきたいと思っております。

委員：今の話はよくわかるんですけども、でも、今の話は、地域包括支援センターは介護保険制度の中の組織としてこれからもいくということでしょう。ですから、私が言うのは、もっと幅を広げて、できることもあるんじゃないかなということ意見を申し上げたんです。ですから、今するとかしないとかという話ではなくて、いろいろな計画があるのに、地域包括支援センターの職員にしてみると、今までとは何も変わらないのかと、そういうふうに思われる危惧があるのかなという、そういうことを心配しているわけです。

副会長：地域包括支援センターにつきましては、今後も後期高齢者の増加とか、あるいは認知症、それから高齢者人口の増大を鑑みますと、とても重要な役割を今後も担い続けるということは変わらないわけです。プラス、現実には、やはりケアマネジャーの方が対応しているのは、決して高齢者のみの世帯の事例ではなく、複合事例が大変ふえているということを伺っております。そういう中で、地域包括支援センターが精神障害者の問題とか、あるいは発達障害の子どもの問題とか不登校とか、そういった事例も含めて担うことが本当にいいのかどうかという課題もあるわけです。ですので、この新しい地域保健福祉計画の中では、そういった複合事例についても、コミュニティソーシャルワーカーとか、あるいは行政の相談支援包括化推進員の仕組みも含めて、豊島区全体でそういう世帯を支え、そして包括の方々が高齢者介護を担いながら、その複合事例にも対応していくことをこの計画の中にも含めているわけです。

ですから、これまでやってきたことを、CSWの役割も、行政がこういった相談支援包括化推進員の中で補っていきますし、包括の方が抱える複合事例についても、ほかの機関とも分担しながら担う仕組みということで、ご理解いただければいいかと思えます。

新しい課題につきましては、決して単一の機関とか、あるいは1つの専門職だけが担うというのは、現実的でない時代になってきているわけです。ですので、この相談支援包括化推進員についても、スーパーマンが1人、いろいろな複合事例に対応するというよりは、その交通整理であったりとか、あるいは現場から上がってきて、もう現場が潰れそう、1人だけでは調整できないという事例を、行政の権限と立場の中で、より調整をしやすくして、同じテーブルでいろいろな機関の人たちが、1人の利用者、住民のために話し合いをできる場をつくっていくという仕組みを、この地域保健福祉計画の中に入れていくということで、ご理解いただければいいかと思えます。

各分野別の計画の重要性は今後も変わることなく、そして、これからもそれぞれの分野でのスペシャルな問題をきわめていく、そしてそこを担っていくということは全く変わらず、重要な役割ということですので、そこをご理解いただければと思います。

委員： それでは、町会、それから高齢者クラブという高齢者の立場でちょっとお話しさせていただきますが、CSWをふやしていただくというのは基本的に喜んでます。というのは、要するに高齢者の場合、基本的には300から500メートル範囲内で相談する窓口が近くにある、それで一次的な問題を取り上げていただいて、さらに、今お話があったように、専門性が深くなるようなものであれば、専門的な判断ができるところに話をつないでもらえば、それがCSWの一つの役割になってくるのではないかなと思いますし、それから、もう一つ、福祉なんでも相談窓口というものが新しくできたわけですけど、まだ認知されていないところも多いものですから、それはぜひ広げていただいて、それがやはり地域の近くにあるということは、非常に意味ある形ではないかなと思っています。

専門的な機能をどの程度持たせるかというのは、ちょっと私自身はわかりませんが、それぞれの立場で、特に、先日思ったのは、たまたま台湾にリという区民センターみたいな広場があるんですけど、そこは、お医者さん、あるいは薬剤師をネットワークで、テレビ電話でつながるような形になっています。そこでは、相談に来た人に対して、楽しくサロンのように話し合う場所でもありますけど、「ちょっと私、ここがぐあいが悪いんだよ」というような場合には、すぐテレビ電話なりで、「こういう状況の人がいるけど、どうだろう」と。要するに、その人の問題解決は、時間をかけなければいけない場合もあるでしょうけど、その日、行ったときに相談できて、結果がすぐ返ってくる、そういう問題も多いかと思うんです。CSWの人が相談を受けて、全て重要な問題であるとは限らないと思うので、そういう切り分けも含めて、現場で対処するもの、あるいは2次的、3次的に対処段階が変わっていくときに地域包括支援センターがあり、あるいは障害支援センターがあり、いろいろな専門性を持ったところが機能的につながるという、そういう部分からいけば、47ページの図をもうちょっとブラッシュアップして、機能とか重要度とか、そういうものを加えた絵にさせていただくと、もうちょっと皆さんの理解が進んでくるのではないかなと思いましたので、お話しさせていただきました。

事務局： ありがとうございます。47ページの図につきましては、まだまだやりたいことを十分示し切れていないと思いますので、そこは工夫をさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、高齢者をはじめ、支援を必要とする人の立場に立てば、やはり近くに相談できる人がいることが大事だと思っていますが、必ずしも窓口である必要はなくて、いざというときに誰かにきちんとつながって、そこから必要なところにつながればいいなと思っています。

そのためのツールとして、テレビ電話といった例を出していただきました。実は、私どもでも、それについては考えていないわけではありません。技術的な問題等もございますので、そういったツールを使うことも含めて、より支援を必要とする人の立場に立って、安心感を持ってもらえるような、そういう仕組みをぜひつくっていききたいなと思っています。

委員： 障害者のことで、ちょっとお話ししたいんですけど、やはり地域包括支援センターは高齢者が主になっているので、それだけで運営されていくと、なかなか障害者が相談しづらいということがあって、やはりもう少しふやしていただきたい。

それから、CSWについては、本当に私ども、助かっております、今。やはり障害を持っているお子さんが何かあったときに、その家族全体を見ていくというところでは、やはりいろいろな面において、CSW、それから専門的なところ、高齢者のところと、いろいろなど

ころに行き渡って、自分たちが動き回らなければいけないというときに、一緒に助けていただけるという点では、いろいろ総合的に見てもらえるシステムができることは本当にいいなと思っています。現実には、今、もう直面していますので、早く、そういう総合的ないろいろなことをしていただける専門的なものをもっともっと欲しいなと思っております。

会 長： そろそろ少し意見集約していかないといけません。もう一回、11月に予定されておりますので、先ほど言った保健の領域は、きょう、まだ議論ができる状況ではないので、そこを重点的にやらせていただきたいのと、それから、外国人の方の問題も、きょうはまだ議論はできていない。まだ絵も描かれていないので、2万7,000人も、今、豊島区に暮らしているということですから、ひとり暮らし高齢者の1万9,000人よりはるかに多いんですね。そういう意味では、外国人の方の課題についても少し議論させていただきたいと思っていますので、これらは次回にしたいと思います。

あと、皆さんも、まだまだ発言があるかと思えますけれども、その他の議題もございまして、あとお二人ぐらいに絞らせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委 員： 時間もあるようですので、細かいことはまた事務局のほうにご連絡しますけれども、1つだけ。区民ひろばについては、この審議会の権限じゃないんだと思うんですけれども、いよいよ行政のほうも、「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに本気で取り組もうとしているときに、豊島区には、区民ひろばという、他の自治体にはない本当にすばらしい社会資源があるんですね。

ところが、この区民ひろばが、現状の使われ方、方針ですと、地域の皆さんが高齢者の支援とかいろいろやるときに隘路になっているところがあります。具体的に言うと、あそこで食事ができない、弁当をとって食べてもだめと。やはり高齢者は、いろいろなお話をしながら食事をするのが非常に楽しみで、それが無いのでは行かないという人が結構いらっしゃって、だんだん尻すぼみになっているところもあるし、立ち上がったんだけど、だめになったところもあるしということで、ぜひこの辺は、行政として、区民ひろばのあり方をどうしていくのか、このままでいくのか、そうじゃない考え方を立てるのか。極論すれば、行政財産ではなくしてしまうことも考えられると思うんですけれども、いずれにしても、区民ひろばのあり方一つで、これからの地域共生社会づくりも少し変わってくるかなと。

場所がないんですよ、本当に。今、区内で、いろいろなところで区民ミーティングをやっていますけれども、皆さん、本当に活動の場所、居場所がない。その場所探しが一番目につくのが、近くにある区民ひろばなんですけれども、その使い方にかかなりの制約があって、なかなかうまくいかないということがありますので、この区民ひろばのあり方について、きょうは政経部長も企画課長もいらっしゃらないので、ちゃんと届けてもらいたいと思うんですけれども、ぜひご検討いただきたいと思います。

事務局： 本当にそこは大変重要だなと思ってございまして、場所というのは必ずしも区民ひろばに限らないんですけれども、そうは言っても、区内に区民ひろばにかわる場所も、なるべくふやしたいとしていますが、なかなかないのが現状です。

区民ひろばは、全小学校区への配置が一通り終わりました、これからが第2ステージとも言われています。本当にあり方を考えていく時期だなと思っています。私どもで勝手にあれこれ言えないんですが、ただ、今言われたように、これからの地域共生社会を考えていく上で、非常に豊島区にとって重要な拠点ですので、それを区としてどうしていくのかというの

は、本腰を入れて考えていくべき課題だろうと認識してございます。

会 長： よろしいでしょうか。委員、よろしいですか。ちょっと発言しそうな感じがしたので。大丈夫ですか。

委 員： ありがとうございます。

CSWの雇用の問題で、数年前ぐらいから、非常勤が多かったりとかしているのですが、委員も言っていましたが、給料とか安定のこともそうですし、CSWって、社会福祉士を取ってすぐ就職しちゃうと、意外と現場経験がなかったりもするので、CSWをもっと大事に育ててほしいなというのを教員の立場から思っています。皆さん、ジェネラリストとって、すごい人のように思っているらっしゃるんだと思うんですが、1つずつ、もうちょっと大事に地域で育てていただいて、他県では社協の人間を市のほうに出向させて、相談員のジェネラリストとか、行政のスペシャリストでやっている県も実はあるので、区のほうで専門職が今いらっしゃるというのは承知しているんですが、そこで頑張っって現場経験がある人を育てるのも大事なんですが、CSWに出向していただいて、豊島区のクオリティーをより上げていただくとか、区民に向けて、していただけたらありがたいなと、静岡県の方ではやっているところがありますので、ぜひそんなこととも思いました。

事務局： 本当に、そこは全くそのとおりかと思っております。CSWの処遇も大事ですし、育成をしっかりしていかなければいけないなと思っております。

その中で、今言っていたように、区の職員をとにかく現場経験させたいのですが、逆に、そういったCSWをはじめとする社会福祉法人側の職員に行政を経験してもらうことも大事だなと思っております。相互交流で、ぜひ双方のスキルアップを図ってまいりたいと考えてございます。

会 長： きょうは、まだまだ皆さん、話し足りないところがあるかと思いますが、あとは次回にさせていただきますしたいと思います。次回の細部にわたる議論を経て、若干まとめができればまとめていきたいと思っております。

2. その他

会 長： それでは、1の議題をこれで終了させていただきまして、その他ですが、この際、何か発言しておきたいことがございましたら、お願いします。

委 員： 机上に、「フォーラム『福祉はまちづくり』』というチラシを配らせていただいております。「福祉でまちづくり」じゃなくて、「福祉はまちづくり」で、「福祉」が主語になっています。そういうフォーラムを、きょう議題になっております、「地域共生社会づくりの実現に向けて」ということで、11月13日（月曜日）南大塚ホールで午後1時から4時、下記に書いてあるような内容でフォーラムをやりますので、委員の皆様もご都合がつかましたらご参加いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長： よろしく願いいたします。ここには私と副会長が行く予定になっておりますので、まだ何をしゃべっていいかわからないんですけども、「福祉は」と福祉を主語にしたのは私でございますので。「福祉でまちづくり」というのは大橋先生が言っていたことですが、私は「福祉はまちづくり」と言いかえていますので、その中身、特に「ひと まち・豊島」という理念に基づいて話ができればというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、次回の日程について、事務局からお願いします。

事務局： 本日は、本当にありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえて、次回、改めて素案を完成に近づけていきたいと思っております。次回、第10回の保健福祉審議会は、11月9日、18時30分から、5階、507・508、ここで開催いたします。会議資料につきましては、1週間前までにはお送りさせていただきます。

最後に、いつもの事務連絡ですが、お車、自転車でお越しになられた方は、駐車券を事務局職員までお出してください。駐車料金が減免になるスタンプを押させていただきます。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

あと1つですが、きょうの配付資料に、第9回審議会の資料の意見・質問票というものがございまして、きょう、意見を全員に聞く時間がなかったものですから、意見、質問等がございましたら、ぜひここに書いて、10月5日までに福祉総務課のほうに届けていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、第9回の審議회를終了させていただきます。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>資料1 豊島区保健福祉審議会 委員名簿</p> <p>資料2 保健福祉審議会スケジュール</p> <p>資料3 平成29年度地域保健福祉計画ほか関連計画策定スケジュール (案) について</p> <p>資料4 豊島区地域保健福祉計画 素案</p> <p>資料5 第8回 豊島区保健福祉審議会会議録</p> <p>【当日配付資料】</p> <p>フォーラム「福祉はまちづくり」 ～地域共生社会の実現に向けて～</p>
----------	--